

まん延防止等重点措置の期間延長について

まん延防止等重点措置を
実施すべき期間を以下のとおり**延長**します。

- ◆ 対象区域 埼玉県全域
- ◆ 実施期間 令和4年1月21日（金）から
令和4年3月 **6日**（日）まで

(1) 県民に対するお願い

その他のお願い

次の**感染防止対策を徹底し、感染リスクを減らすこと**

- ◆ 飲食はなるべく少人数で黙食を基本とする
- ◆ 会話をする際にはマスクの着用を徹底する
- ◆ 感染リスクの高い場面・場所への**外出**は避ける
- ◆ 家庭内においても室内を定期的に**換気**するとともにこまめに**手洗い**を行う
- ◆ **子どもの感染防止策を徹底する**
- ◆ **高齢者や基礎疾患**のある人は、いつも会う人と少人数で会う

(2) 事業者に対するお願い

その他のお願い

- ◆ 業務継続の観点からも、在宅勤務（テレワーク）の活用等による出勤者数の削減目標を前倒しで設定すること。

※ 特措法第24条第9項に基づく要請

業種や施設の種別ごと、自主的な感染予防のための取組等を定めた業種別ガイドラインや「彩の国『新しい生活様式』安心宣言」の使用・遵守を徹底すること

(3) 保育所等に対するお願い

その他のお願い

- ◆ 休園した場合、代替保育サービスを確保するなど、
地域の保育機能を維持すること
- ◆ 保護者が参加する行事の延期等を含めて大人数での行事の自粛や
規模縮小、時間短縮、分散開催などの実施方法の工夫を行うこと
- ◆ 送り迎え等の際には、
保護者の三密回避とマスク着用、消毒等の徹底すること
- ◆ マスク着用が無理なく可能な児童については、
可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨める

※ 2歳未満児には奨めず、低年齢児には特に慎重に対応

児童や保護者の意図に反して実質的に無理強いしないなどに留意

県民の皆様への要請

(特措法第31条の6第2項、第24条第9項)

特措法第31条の6第2項に基づく要請

◆営業時間の短縮を要請した時間以降、飲食店を利用しない

特措法第24条第9項に基づく要請

○県境をまたぐ移動

◆不要不急の県境をまたぐ移動を、極力控える

(通院、食料等の買い出し、必要な出勤、通学、運動など、生活や健康に必要な場合を除く。)

県境をまたぐ移動については、ワクチン・検査パッケージ制度の適用をしない。

○外出・移動

◆外出・移動をする場合は、基本的な感染防止対策に加え、「三つの密」を回避し、目的地以外に立ち寄らない

飲食店に対する営業時間の短縮要請

(特措法第31条の6第1項)

対象

- ◆飲食店：飲食店（居酒屋を含む）※宅配・テイクアウトサービスを除く
- ◆遊興施設等：飲食業の許可を受けている店舗及び飲食を主として業としていないカラオケ店等
- ◆結婚式場等：飲食業の許可を受けている結婚式場等

期間

令和4年2月14日（月）午前0時から 令和4年3月6日（日）午後12時まで

認証店

ワクチン・検査パッケージ制度の登録店

適用店

同一グループの利用者全員の
ワクチン(2回以上)接種歴、又は検査結果の陰性の確認

確認できた場合

確認できない場合

非適用店

非認証店

営業時間

午前5時から午後9時まで

午前5時から午後8時まで

酒類提供

午前11時から午後8時30分まで

終日、提供を自粛（飲酒の機会を設けないこと）

人数上限

人数上限なし

同一グループ、同一テーブルで4人以内
(披露宴等については1テーブル4人以内)

※ ワクチン・検査パッケージ制度の登録店は、適用を受けるか、受けないかを選択することができる。

イベントの開催制限について

(特措法第24条第9項)

	<u>感染防止安全計画の策定対象となるイベント</u>	<u>感染防止安全計画の策定対象とならないイベント</u>
対象	「参加予定人数が 5,000人超 かつ「 大声なし 」のイベント	左記以外のイベント
人数上限 収容率	【人数上限】 20,000人まで 【収容率】 100%まで	【人数上限】 5,000人 【収容率】 大声なし：100% 大声あり： 50% ⇒「 人数上限 」と「 収容定員に収容率を乗じた人数 」の いづれか小さい方 まで

※ 収容定員が設定されていないイベントでは、人と人が触れ合わない程度の間隔（1m程度）などを確保

感染防止対策協力金(第17期)

支給対象

営業時間の短縮(休業を含む。)等に協力した飲食店等を運営する事業者

要請期間

令和4年2月14日(月)～令和4年3月6日(日)まで

主な支給要件

	彩の国「新しい生活様式」安心宣言飲食店+(プラス)認証店			非認証店		
	ワクチン・検査パッケージ登録店		ワクチン・検査 パッケージ 未登録店			
	適用店	非適用店				
証明書 の確認	<p>あり 〔接種証明 又は 陰性証明〕</p> <p>なし 〔未接種・未検査 又は 証明書不携帯等〕</p>			確認不要		
営業時間	午前5時～午後9時		午前5時～午後8時			
酒類提供	午前11時～ 午後8時30分	終日、提供を自粛(飲酒の機会を設けない)				
人数上限	上限なし	同一グループ、同一テーブルで4人以内 (披露宴等については1テーブルで4人以内)				
協力金 (売上高方式)	2.5～7.5万円		3～10万円			

※ワクチン・検査パッケージ登録店は、適用店又は非適用店を選択

感染防止対策協力金(第17期) ②

ワクチン・検査パッケージ登録・適用店

【営業時間：午後9時まで】

前年又は前々年の
一日当たりの売上高

協力金の額(日額)

8. 3万円以下

2.5万円

8. 3万円以上
25万円以下

2.5万円から7.5万円

※売上高×0.3

25万円以上

7.5万円

ワクチン・検査パッケージ登録・非適用店

ワクチン・検査パッケージ未登録店
非認証店

【営業時間：午後8時まで】

前年又は前々年の
一日当たりの売上高

協力金の額(日額)

7. 5万円以下

3万円

7. 5万円以上
25万円以下

3万円から10万円

※売上高×0.4

25万円以上

10万円

※ 売上高減少額方式(大企業等)の場合は、売上高の減少額×0.4 (最大**20万円**、下限なし)

新型ウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について

【背景】

- オミクロン株については感染が急拡大しております。このため、多くの有症状者が外来を受診し、検査や受診に多くの時間を要しています。
- このため、国は令和4年1月24日付で事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」を発出しました。

【県の対応】

- 「同居家族などの感染者の濃厚接触者が有症状となつた場合には、医師の判断により、検査を行わなくても臨床状態で診断すること」を可能とする対応について、本県においても適用することとします。

まん延防止等重点措置期間延長に伴う県立学校の対応

まん延防止等重点措置期間延長に伴う対応

- 1 授業** ※ 特別支援学校については実情に応じて適切に対応
原則としてオンライン学習を活用した分散登校 ※
➢ 歌唱・調理実習・実験等の感染リスクの高い活動は禁止
➢ 体育の授業等における密集や接触を伴う活動は禁止
➢ 直行直帰を徹底

2 学校行事

各種学校行事の実施を制限

① 修学旅行等の校外行事

- 遠足・修学旅行その他の校外行事は延期又は中止

② 卒業式等その他の学校行事

- 原則児童生徒・教職員で実施(保護者の参加は1名まで)
➢ 直行直帰を徹底

3 入学者選抜

国の方針等を踏まえ、対策を講じて実施

- 感染防止対策を徹底した上で実施
➢ 陽性者・濃厚接触者等への対応策を講じて実施

※ 市町村教育委員会に対し、県立学校の対応を踏まえ、各地域の感染状況等も考慮した上で、適切な対応を要請
※ 私立学校に対し、上記対応に加え、寮での感染対策の更なる徹底を要請（総務部）

- 4 部活動** ※ 公式大会やコンクール等に出場する場合を除く

ハイリスクの活動を回避・活動を制限

- 休日の活動は禁止 平日の活動は週2日90分以内
➢ 校外活動（練習試合・合同練習等）は禁止
➢ 飛沫感染の高い活動（大きな発声・身体接触を伴う等）は禁止
➢ 屋内競技・活動時の換気をはじめとするエアロゾル感染対策を徹底
➢ 更衣場面、休憩場面、活動前後、下校時等の感染防止対策を徹底
➢ 県外の公式大会等に参加する場合は、PCR検査等を受けるよう要請

5 臨時休業

迅速なオンライン学習への移行と適切な学級閉鎖等の措置

- 速やかにオンライン学習に移行し、学習を保障
➢ 保健所との情報共有と連携
➢ 臨時休業の目安を適用（出席停止、学級閉鎖等を適切に判断）

6 基本的な感染症対策の強化・徹底

オミクロン株の特性を踏まえた対策

- 日々の健康観察を徹底（同居家族等が体調不良時も登校・出勤の自粛を徹底）
➢ 換気を徹底（常時換気やCO2モニター等の活用、給食時等の対策）
➢ 正しいマスクの着用を徹底